

掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の以下 3(1)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

1 掲示日 令和 8 年 1 月 22 日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治

3 調達内容

(1) 調達件名及び数量

令和 8 年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3 年間）

(2) 調達案件の仕様等

「仕様書」に記載のとおりとする。

(3) 履行期間

令和 8 年 3 月 31 日午前 0 時から令和 11 年 3 月 31 日午後 4 時まで

(4) 履行場所

「仕様書」による

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定（機構ホームページ（<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>））に該当する者でないこと。

(2) 都市再生機構東日本地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続きの開始後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により「役務提供」の再認定を受けていること。）

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→主な標準契約書等→入札説明書等別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(5) (4)のほか、不法な行為を行い、若しくは行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、契約相手方として機構が適当でないと認める者でないこと。

(6) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項の損害保険業免許を受けている者であること。

(7) 東京都に本支店又は営業所等、若しくは保険代理店があること。

(8) 財産保険（オールリスク型特約、電気的機械的担保特約を含む）の商品を保有していること。

- (9) 直近事業年度において、次のいずれかの格付け機関のうち1社以上から入札公告日の時点で保険金支払能力に関してA以上の格付けを受けている者であること。
- 株式会社日本格付研究所
ムーディーズ・ジャパン株式会社
ムーディーズS F ジャパン株式会社
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社
株式会社格付投資情報センター
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
- (10) 直近事業年度におけるソルベンシー・マージン比率が200%以上であること。

5 担当部署

- (1) 申請書及び資料について
〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック事業推進部用地課 電話 03-5323-4478
- (2) 4(2)の令和7・8年度の一般競争競争参加資格について
〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部経理課 電話 03-5323-5705
- (3) 入札・契約手続について
上記(2)と同じ。

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 上記4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記4(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)の事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(2)の事項を満たしていかなければならない。
- なお、①の期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 申請書及び資料の提出期間
令和8年1月22日(木)から令和8年2月5日(木)の午前10時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時の間は除く)。
- ② 申請書及び資料の提出場所
上記5(1)と同じ。
- ③ 申請書及び資料の提出方法
すべての必要書類を②の提出場所に事前に電話連絡の上、持参又は書留郵便により郵送すること。(電送によるものは受け付けない。)あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。また、別冊「提出書類一覧表」を添付するものとし、提出漏れがないよう留意すること。
- (2) 申請書は、別記様式2により作成すること。
- (3) 競争参加資格の確認結果
申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年2月16日(月)までに通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③ 発注者は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

7 掲示文兼入札説明書等に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書等（仕様書等を含む。）に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。
 - ① 提出期限
令和8年2月16日（月）午後4時
 - ② 提出場所
上記5(1)と同じ。
 - ③ 提出方法
提出場所へ持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。
持参の場合は事前に電話連絡をすること。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間
令和8年2月20日（金）から令和8年3月4日（水）までの午前10時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時の間は除く）。
 - ② 閲覧場所
上記5(1)と同じ。
ただし、閲覧にあたっては事前に電話連絡をすること。

8 資料の開示

本件に係る「物件概要」を、次に従い、開示する。

- (1) 開示資料の配布期間
令和8年1月22日（木）から令和8年2月5日（木）の午前10時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時の間は除く）。
- (2) 開示資料の配布場所
上記5(1)と同じ。
- (3) 開示資料の配布方法
上記(2)の配布場所に事前に電話連絡の上、記名・押印した「秘密保持に関する確約書」（別記様式1）と印鑑証明書（原本発行日から3か月以内）を持参すること。

9 入札書の提出期限及び場所等

- (1) 提出期間
令和8年3月4日（水）午後4時まで
- (2) 提出場所
〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部経理課 電話 03-5323-5705
- (3) 提出方法
入札書は、別記様式6により作成すること。提出場所へ持参又は書留郵便による郵送とするものとし、電送によるものは受け付けない。持参による場合は、上記5(2)に事前に提出日時を電話連絡のうえ持参すること。また、郵送の場合は二重封筒とし、中封筒には入札書のみ封入し、外封筒には「入札書在中」と朱書きすること。同日同

時刻必着とする。

10 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時
令和8年3月5日（木）午前10時30分
- (2) 開札場所
〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 入札室
- (3) 開札は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとし、入札者の立会は不要とする。

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札方法

- (1) 入札書には、火災保険料の金額（総額）を記載するものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。
- (3) 落札者がないときは、別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

免除

14 入札の無効

本掲示文兼入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を1者決定する。

16 手続きにおける交渉の有無

無

17 契約書作成の要否

本入札に係る契約は落札金額をもって契約するものとし、落札者所定の保険証券、約款及び特約条項等によるものとする。

18 支払条件

- (1) 保険料の支払いは長期一括払いとする。
- (2) 保険会社の指定する期日までに保険料を支払うものとする。

19 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添「入札及び見積心得書（物品購入等）」を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 当該業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (5) 機構が取得した文書（例：競争参加資格確認申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (6) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとしている。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとし、参加希望者においては所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うものとする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない事業者については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ロ 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終職名

ロ 機構との間の取引高

- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

ニ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点での在職している機構役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

- ④ 公表日 契約締結日の翌日から起算して 72 日以内
- (7) 仕様書等を受領したものの、応札しなかった事業者については、当機構からヒアリングを行う場合がある。

以 上

仕様書

1 共通事項

(1) 件名

令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）

(2) 保険契約者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治

(3) 保険内容

財産保険

(4) 保険期間

令和8年3月31日午前0時から令和11年3月31日午後4時までの3年間

(5) 保険種類及び特約条項の名称は問わない。

(6) 本仕様書記載の補償内容を縮小する特約の付帯は不可とする。

(7) 保険料の支払いは1回払いとする。

2 保険内容

(1) 保険種類

火災保険普通保険約款（同等の保険約款を有する保険商品も可）でオールリスク担保の保険種目とする。なお、火災保険普通保険約款（一般物件用）にオールリスク担保特約を付帯することは可とする。

(2) 被保険者

保険契約者に同じ。

(3) 保険目的

被保険者が保有する財産で別紙「物件概要」のとおり。

なお、保険目的には建物付属物（基礎地下室、畳建具造作、門塀垣、物置車庫付付属建物）を含む。

(4) 担保危険

ア 火災、落雷、破裂・爆発

イ 風災、ひょう災、雪災による損害

ウ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災により生じた損害

エ 騒じょう、労働争議等に伴う暴力行為若しくは破壊行為による損害

オ 建物外部からの物体の落下、衝突等による損害

カ 建物定着の板ガラスの破損

キ 盜難によって生じた盗取、汚損、破損

ク 給排水設備の事故に伴う漏水等による水漏れによる損害

ケ ビル付帯設備の電気的又は機械的事故による損害

コ その他不測かつ突発的な事故による損害

(5) 特約等

- ① テロ行為等による損害は対象外
- ② 地震による倒壊・火災による損害は対象外

(6) 保険金額

保険目的の種別毎に以下のとおりとする。

複合用途建物 金 2,420,000 千円 (再調達価格)

付帯施設 (立体駐車場) 金 150,000 千円 (再調達価格)

(7) 填補限度額

(4) ア・イについては一事故につき保険金額の 7 割を限度

(4) ウ～コについては一事故につき 100,000 千円

(8) 免責金額

5 万円とする。なお、(4)イについては 20 万円フランチャイズ方式も可とする。

4 その他

(1) 保険代理店は、東京都内で、保険会社が指定するものとする。

(2) 本仕様書に記載された普通保険約款・特別約款・特約条項に基づく保険契約の申込書を直ちに提出すること。

以 上

別記様式 1

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

(住所)

(会社名)

(代表者名)

実印

秘密保持に関する確約書

当社は、「令和 8 年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3 年間）」への入札参加検討（以下「本件検討」といいます。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

(秘密情報)

第 1 条 この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される文書、口頭、電子媒体、電気通信回線その他開示方法の如何を問わない全ての情報（貴機構から開示される情報を複写又は複製したものを含む。）をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報

二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報

三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報

四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

3 当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

(目的外利用の禁止)

第 2 条 当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

(秘密保持義務)

第3条 当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

- 2 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 3 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 5 第2項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。
- 6 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときは、これに協力します。

(秘密情報の返還等)

第4条 当社は、第6条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

(事故時の対応)

第5条 当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

（確約書の有効期間）

第6条 確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和11年3月31日までとします。

ただし、第4条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も5年間有効に存続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

（損害賠償）

第7条 当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

（取得されない権利）

第8条 当社は、確約書により貴機構が開示する秘密情報に係る特許権、著作権等知的財産に基づくいかなる権利も当社（被開示者となる第三者を含む）に許諾され又は譲渡されるものではないことをあらかじめ了承します。

（反社会的勢力の排除）

第9条 当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

2 当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

- 一 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 二 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- 三 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有

すること。

四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3 当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

一 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

4 当社が反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第4条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

5 前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

6 前5項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前5項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

(権利譲渡の禁止)

第10条 当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

(管轄裁判所)

第11条 当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※1

令和8年1月22日付けで掲示のありました「令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）」に係る競争参加資格について確認されたく申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないことについて、事実と相違ないことを誓約します。

記

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※以下も必ず該当箇所の□をチェック及び記載してください。

本競争に必要な「令和7・8年度一般競争参加資格（役務提供）」の登録状況（申請日時点）：

以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新 業種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

※申請中において、電子メールで申請した場合は送信メールの写しを、紙様式で申請した場合は受理票の写しを添付すること。

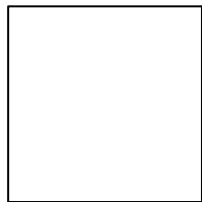
別記様式3

項目	適合状況 ※1	照合資料（カッコ内に資料名称、該当頁等を記入）
4(6) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第5項の損害保険業免許を受けている者であることの証明		損害保険免許交付書（写） 金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」 http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html
4(7) 東京都に本支店・営業所等及び保険代理店があることの証明		ディスクロージャー誌 その他 ()
4(8) 財産保険（オールリスク型特約、電気的機械的担保特約を含む）の商品を保有していることの証明		約款 ()
4(9) 直近事業年度において、機構が指定する格付機関において、保険金支払い能力に関して「A」以上の格付を有する証明		会社案内 格付機関発行資料（写） その他 ()
4(10) 直近事業年度におけるソルベンシー・マージン比率が200%以上であることの証明		有価証券報告書 () その他 ()

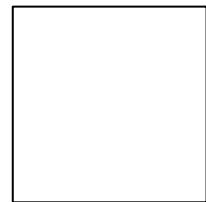
※1 「○」：参加資格を満たしている。 「×」：参加資格を満たしていない。

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

実印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

- 注 1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積合せに関する一切の件

代理 人 使用印鑑	
--------------	--

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(受任者) 住 所
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

- 注 1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

復代理委任状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積合せに関する一切の件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8年度 東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積合せに関する一切の件

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

復 代 理 委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積合せに関する一切の件

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

年間委任状

独立行政法人都市再生機構 御中

(委任者) 住所

商号又は名称

氏名

印

(受任者) 住所

商号又は名称

氏名

印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構の発注する、

[建設工事、建設コンサルタント等業務、**物品役務**] に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任対象

次の独立行政法人都市再生機構の本部等が発注する契約

[本社、東日本都市再生本部、**東日本賃貸住宅本部**]

2 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

代理人 (受任者)	
使用印鑑	

注 1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

記載例

年間委任状

独立行政法人都市再生機構 御中

宛先は機構宛
本部長名等は記載しなくても良い

商号又は名称 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○ → 印

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

商号又は名称 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○ → 印

代理人（受任者）使用印

私は上記の者を代理人として定め、独立行政法人都市再生機構の発注する、

建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務] に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任対象

次の独立行政法人都市再生機構の本部等が発注する契約

本社、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部

委任状を提出したい種別に○を付ける
(複数選択可)

2 委任事項

(1) 入札及び見積に関する件

(2) 契約の締結及び履行に関する件

(3) 契約代金の請求及び受領に関する件

(4) 復代理人の選任に関する件

(5) 契約保証に関する件

(6) 共同企業体に関する件

(7) その他契約に関する一切の件

3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

代理人 (受任者)

使用印鑑

注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

別記様式6
(本人の場合)

入 札 書

総額金 円也

(注) 掲示文兼入札説明書 12 入札方法をご確認ください

ただし、令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）
上記の金額で上記の保険を請け負いたく、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名 印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(代理人の場合)

入 札 書

総額金 円也

(注) 掲示文兼入札説明書 12 入札方法をご確認ください。

ただし、令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）
上記の金額で上記の保険を請け負いたく、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代理人氏名 印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

(本人の場合) 押印する場合

入 札 書

総額金 円也

(注) 揭示文兼入札説明書 12 入札方法をご確認ください

ただし、令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）
上記の金額で上記の保険を請け負いたく、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印 ※1

代表者本人の氏名

実印又は使用印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

押印する場合は空欄

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

(代理人の場合) 押印する場合

入 札 書

総額金 円也

(注) 揭示文兼入札説明書 12 入札方法をご確認ください

ただし、令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）
上記の金額で上記の保険を請け負いたく、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代理人氏名

印 ※1

代理人の氏名

実印又は使用印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

押印する場合は空欄

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

(本人の場合) 押印を省略する場合

入 札 書

総額金 円也

(注) 揭示文兼入札説明書 12 入札方法をご確認ください

ただし、令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）
上記の金額で上記の保険を請け負いたく、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

押印不要

印 ※1

代表者本人の氏名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※ 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

(代理人の場合) 押印を省略する場合

入 札 書

総額金 円也

(注) 揭示文兼入札説明書 12 入札方法をご確認ください

ただし、令和8年度東京都豊島区内の複合用途建物に係る損害保険（3年間）
上記の金額で上記の保険を請け負いたく、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代理人氏名

押印不要

印 ※1

代理人の氏名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

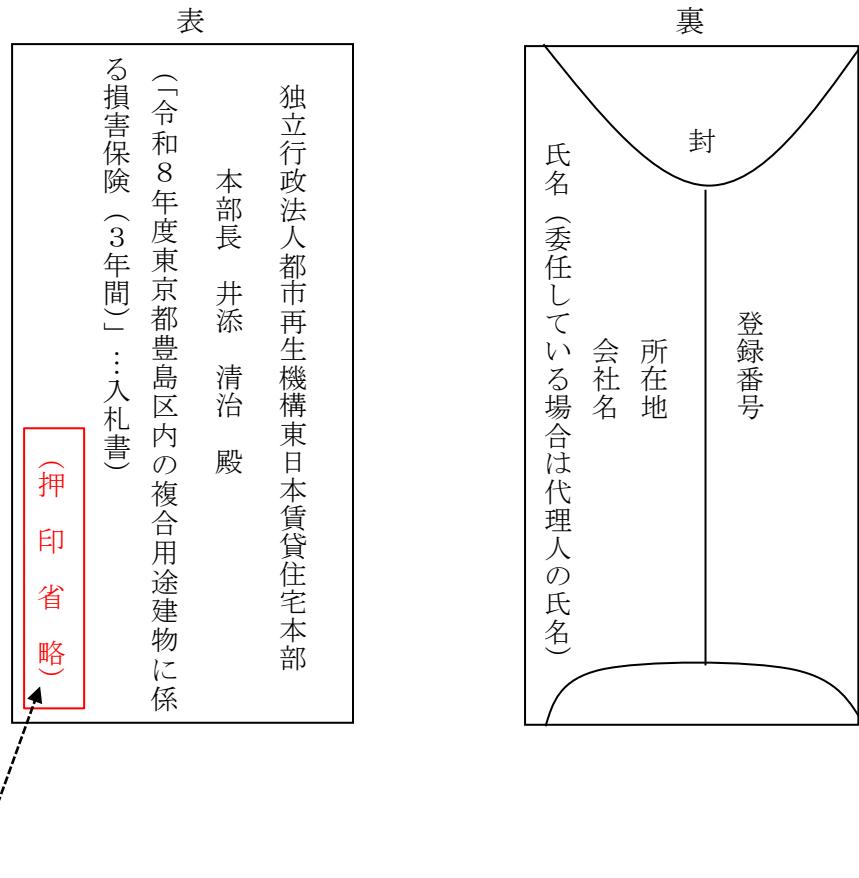
連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。



押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

- ※ 入札書は、必ず上の例により任意の封筒に所要事項を記入の上、封入し、封かんすること。
- ※ 封筒の中には入札書のみを入れ、それ以外の書類は入れないこと。

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が押印された入札書にて入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む） 及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - (1) 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
 - (2) 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む） 及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以上

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟観の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるとときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- 一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
- 二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

- 第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

- 第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

- 第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

- 一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。
- 二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- 三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。
- 四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）
- 五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとつて最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関する不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望

がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以上

提出書類一覧表

(法人等名称)

1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。

2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時に御提出ください。

3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項目番号	書類名称 (使用する様式)	提出部数	提出期限	備考	機構使用欄
1	秘密保持に関する確約書【別記様式1】	1部	令和8年2月5日(木)	仕様書別紙に記載の開示資料配布を希望される方。印鑑証明書(原本発行日から3か月以内)もしくは提出済みの使用印鑑届の写しを添付すること。	
2	競争参加資格確認申請書【別記様式2】	1部	令和8年2月5日(木)		
3	保険業法(平成7年法律第105号)第3条第5項の損害保険業免許を受けている者であることの証明	1部	令和8年2月5日(木)		
4	東京都に本支店・営業所等及び保険代理店があることの証明(会社案内の写し等)	1部	令和8年2月5日(木)		
5	財産保険(オールリスク型特約、電気的機械的担保特約を含む)の商品を保有していることの証明(約款等)	1部	令和8年2月5日(木)		
6	直近事業年度において、機構が指定する格付機関において、保険金支払い能力に関して「A」以上の格付を有する証明(会社案内、格付機関発行資料の写し等)	1部	令和8年2月5日(木)		
7	直近事業年度におけるソルベンシー・マージン比率が200%以上であることの証明(公表資料の写し等)	1部	令和8年2月5日(木)		
8	使用印鑑届【別記様式4】	1部	令和8年2月5日(木)	代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書(原本発行日から3か月以内)を提出すること。 ※令和7年度に当機構東日本地区において提出済の場合は写しをご提出ください。	
9	委任状(復代理委任状) 又は年間委任状【別記様式5】	1部	令和8年2月5日(木)	代表者から委任を受けた代理人の方が入札される場合は委任状を、代表者から委任を受けた代理人の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合は年間委任状を、印鑑証明書(原本発行日から3か月以内)を添付して提出すること。(また、代理人から委任を受けた復代理人の方が入札される場合は復代理委任状を提出すること。)	
10	返信用封筒【長3号・切手460円貼付】	1部	令和8年2月5日(木)	競争参加資格確認結果通知の返信用として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。	
11	入札書【別記様式6】	1部	令和8年3月4日(水)		